

警報発表時の措置について

【暴風警報発表時】

- 1 午前6時30分現在、京都府南部、山城中部または山城南部に「暴風警報」が発表されている場合は自宅待機とする。
- 2 午前10時までに暴風警報が解除されたときは、午後1時20分までに登校する。
- 3 午前10時現在も暴風警報が発表されている場合は、臨時休業とする。
- 4 生徒が在校中に暴風警報が発表された場合は、関係機関と協議の上、校長が措置を決定する。
- 5 臨時休業をした場合は、できるだけ早く回復措置を講じる。

【特別警報発表時】

※京都府南部、山城中部または山城南部に「特別警報」が発表された場合

- 1 下校時から午前0時までに発表された場合は、「翌日」を臨時休業とする。
(※ただし、土日祝日を含む場合は前日の午後3時30分以降)
- 2 午前0時から登校前までに発表された場合は、「当日」を臨時休業とする。
- 3 臨時休業をした場合は、できるだけ早く回復措置を講じる。

○「警戒レベル発令など住民がとるべき行動に関する情報」について。

災害発生のおそれの高まりに応じて発令される警戒レベル等、避難に関する情報は命にかかわる情報ですから、保護者とよく相談し、避難すべき場合には避難を優先しなさい。

◎警戒レベル3…高齢者等避難＝要配慮者避難

◎警戒レベル4…避難指示＝全員避難

◎警戒レベル5…緊急安全確保＝命を守る最善の行動

特に居住地域に「警戒レベル4…避難指示」が発令された場合は速やかに避難しなさい。

ただし、学校は、暴風警報・特別警報が発表されなければ原則として通常授業を行います。登校する際は十分に安全に注意して行動しなさい。

なお、学校所在地（男山吉井7、内里柿内16-1）に「警戒レベル4…避難指示」が出ている場合は、暴風警報発表時と同様に扱います。